

渋川市告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、
本市区域内の字区域を別紙変更調書のとおり告示する。

なお、この字区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項に規定する換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成26年1月6日

渋川市長 阿久津 貞司

この謄本は、渋川市告示第1号の原本と相違ないことを証明する。

平成26年1月7日

渋川市長 阿久津 貞司



別紙

変 更 調 書

大字	字	地 番
赤城町長井 小川田	①三島谷戸	1581の1、1581の3、1582の1、 1583から1585まで、1586の1

上記区域（同区域に隣接介在する水路である市有地の全部を含む。）を赤城町長井小川田字小川田に変更する。

大字	字	地 番
赤城町長井 小川田	②清水	194の1から194の3まで、195の1、 195の3、195の4、210の1、 211の1、342の13、342の14、 342の16から342の20まで、丙343、 344、345、346の2、348の1、 348の2、乙348の2、349の1、 乙349の1、乙349の2、350、355、 356、360、361

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を赤城町長井小川田字小川田に変更する。

大字	字	地 番
赤城町長井 小川田	③小川田	367の2、368の3、368の4、 374の2、375の1、375の2、376、 377の2、378、382の2、383、 384、385の1から385の3まで、 386、387の1、387の2、388の2、 389の2、390の2、391の2

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を赤城町長井小川田字三島谷戸に変更する。